

# 「リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業」

## 委託要項

令和 5 年 3 月 31 日

総合教育政策局長裁定

### 1. 趣 旨

リカレント教育に関しては、教育未来創造会議において、学習成果の可視化やその発信が重要な論点として挙げられている。また、第6期科学技術イノベーション基本計画においては、リカレント教育の教育効果や社会への影響を評価できる指標の開発が求められている。

一方で、リカレント教育によって、実際に個人の能力・スキルに対してどのような成果があったかが詳細な調査結果やデータ等として可視化されておらず、またリカレント教育プログラムを受講した者の昇給・昇格といった処遇改善や評価に繋がっていない企業等も多いことなどから、社会人の学び直しに対するインセンティブが十分付与されていない現状がある。

これらを踏まえ、本事業では、リカレント教育の効果やその評価指標等を提示し、広く社会に対して普及啓発を図ることで、個人の学び直しや企業等の人材育成に関する機運を高める。併せて、個人や企業等の属性に応じた学習ニーズや期待される効果、またリカレント教育の効果に影響を与える要因を把握し、今後の大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学、高等専門学校、専修学校をいう。以下同じ。）における質の高いリカレント教育プログラムの開発や、企業等におけるリカレント教育受講のための体制整備を促進するために必要な取組の検討材料とする。

### 2. 委託業務の内容

上記1に示した趣旨の下、以下の業務を実施する。なお、各業務の具体的な内容については、別途定める仕様書によるものとする。

#### ①調査分析

学び直しを行った社会人や人材育成を行った企業等、プログラムを提供した大学等に対して、リカレント教育の実施がどのような効果をもたらしたか調査・分析を行い、取りまとめる。

#### ②指標開発

調査分析結果を踏まえ、将来的な社会人の学び直しの推進に向けて、リカレント教育の効果や社会に及ぼす影響を評価できる指標を開発する。

#### ③普及啓発

調査分析結果を取りまとめ、個人の学び直しや企業における人材育成、大学等におけるリカレント教育がもたらす効果を周知・普及啓発し、社会にリカレント教育の重要性をより一層根付かせる。

### 3. 業務の委託先

委託先は、法人格を有する団体とする。

### 4. 委託期間

契約を締結した日から令和6年3月15日までとする。

### 5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

### 6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

### 7. 再委託

- (1) 事業の実施に当たっては、委託事業の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) この委託事業を実施するに当たり、委託先が実施する事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託することができる。
- (3) 委託事業を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、文部科学省に対し全ての責任を負うものとする。
- (4) 再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

### 8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

### 9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。

- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

#### 10. その他

- (1) 文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、ヒアリングを実施し、報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 団体等は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ずるなど、必要な配慮をしなければならない。
- (6) 団体等は、委託業務完了（廃止）報告書及び成果物等、文部科学省への提出物全てについて、個人情報を含めてはならない。
- (7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。